

## 令和7年度宮城県津波対策連絡協議会 議事録

- 1 日 時 令和8年2月6日（金）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所 宮城県行政庁舎4階 庁議室
- 3 出席者 別添「令和7年度宮城県津波対策連絡協議会出席者名簿」のとおり
- 4 概 要

- 協議事項 津波災害警戒区域の指定について承認をいただいた。  
宮城県津波対策ガイドライン改定案について承認をいただいた。

### 5 詳 細

（司会：防災推進課 三浦課長補佐）

定刻となりましたので、ただいまから「令和7年度宮城県津波対策連絡協議会」を開催いたします。本日、進行をつとめます宮城県復興・危機管理部防災推進課の三浦と申します。

本日はweb会議を併用しての開催としております。出席者につきましては、お手元の資料の「出席者名簿」にて代えさせていただきます。なお、本協議会は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開することとしております。また、本日の傍聴者はおりませんので、御報告いたします。

開会にあたり、本協議会の会長であります東北大学副学長兼災害科学国際研究所教授今村文彦様から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

（会長：東北大学災害科学国際研究所 今村教授）

震災から14年経ちますが、この協議会はまだ20年以上前から開催いただいております。ちょうど当時は2000年頃で、宮城県沖地震の被害想定や発生確率等が出て、様々な対策が求められていた時期でございます。その中で浸水想定や、本日の議論の一つである「津波対策ガイドライン」、こういったものを検討していただいているところでございます。

本日は令和4年度以来、3年ぶりということで少し時間が空きました。皆様、昨年の事例ということで、7月30日にはカムチャツカ半島付近の地震、これによって津波警報等が出たわけでございます。また12月には、青森県東方沖での地震に伴いまして、北海道・三陸沖後発地震注意情報が出たわけでございます。

このように地震の活動期にありますし、また様々な情報が出ております。皆様、避難の状況や色々な対策の課題が出ていますかと思っておりますので、是非こういう場を使って共有化していただきたいと思います。特にカムチャツカの時には、炎天下での長時間避難ということで、我々も経験はあるのですが、かなり厳しい状況であったと思っております。また、本日も話題に出るかと思っておりますが、自動車での避難であったり、情報の発信のあり方、これらを皆様と検討していきたいと思っております。

改めて、3.11（東日本大震災）から15年を迎えるわけでございますので、当時の経験・教訓を継ぐと共に、先ほど紹介したような新たな地震活動等が起こり、新たな課題等も出ておりますので、是非皆さんと議論していきたいと思っております。

本日は2つ議題がございます。「津波災害警戒区域」、また「ガイドラインの改正」ということで、いずれも非常に重要な議論でございます。限られた時間ではございますが、

是非皆様から御意見、また色々な御要望等をいただきたいと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会：防災推進課 三浦課長補佐)

今村会長、ありがとうございます。早速ではございますが、議題に入らせていただきます。津波対策連絡協議会設置要綱第5条第1項の規定により、議長は会長が務めることとされておりますので、以降の進行につきましては今村会長に議長をお願いしたいと思います。

(議長：東北大学災害科学国際研究所 今村教授)

それでは、議題に従いまして私の方で進行させていただきたいと思います。先ほど言いました通り、本日の議題は2点ございます。

1点目は「津波災害警戒区域の指定」ということで、いわゆるイエローゾーンでございます。

2点目は「宮城県の津波対策ガイドラインの改正案」ということで、これも先ほど述べた状況を踏まえて、是非追加・修正をいただきたいというところでございます。

まずは議題1について、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしく願いします。

(説明者：防災推進課 熊谷主任主査)

それでは事務局より、議題1「津波災害警戒区域の指定について」御説明いたします。座ったまま失礼いたします。資料1を御覧ください。

1の「概要」でございます。東日本大震災を教訓に、津波による災害からの生命及び財産を保護するため、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が成立しました。本法に基づき、我が県では令和4年5月に「津波浸水想定」を設定・公表し、これを踏まえて沿岸市町では津波ハザードマップの作成など、様々な津波防災対策に取り組んでおります。

こうした津波防災対策に加え、今般、国から公表されている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震をはじめとした大規模津波災害へのさらなる備えを進めるとともに、社会資本整備総合交付金等を活用した事業の円滑な推進を図るため、新たに県内の津波浸水想定浸水域を「津波災害警戒区域」に指定するものでございます。

次に、2の「津波災害警戒区域について」でございます。区域指定の意義ですが、「何としても人命を守る」という法律の考え方のもと、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を指定・公表するものです。区域は都道府県知事が指定するもので、令和7年10月31日現在、津波浸水想定を設定している40都道府県のうち、29都道府県で指定済みです。

次のページの別紙を御覧ください。こちらは津波災害警戒区域の指定状況を地図上に示したものとなっております。本県を含む赤く着色された都道府県で津波浸水想定が設定されており、そのうち網掛け部分で警戒区域を指定しております。東北では本県を除く5県で指定済みとなっております。

元のページにお戻りください。指定による住宅等の建築や開発行為等の規制はございません。一方、指定により津波の高さの表示が「基準水位」で表現されます。資料右枠の「基準水位の概要」を御覧ください。津波浸水想定では津波の高さは「浸水深」で表さ

れ、津波が建物に当たった時に発生する「せき上げ」の高さは考慮されておりません。一方、津波災害警戒区域が指定されると、浸水深にせき上げの高さを加えた「基準水位」で津波の高さが表示されます。これにより避難の高さの基準が明確になります。その下の図の「津波災害警戒区域の表示例」は実際の公表資料の例となっており、基準水位の高さが10メートル四方のメッシュデータで表示されます。

資料の左枠にお戻りください。左下の破線の枠で囲んでおりますが、津波災害警戒区域の指定後は4点ほど取り組みが必要になります。(1)県及び沿岸市町の地域防災計画の改訂、(2)津波ハザードマップの修正、(3)沿岸市町の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施、(4)宅地建物取引業者が警戒区域内で取引を行う際の「重要事項説明」の実施などの取組が必要となります。

次に資料の右枠に移りまして、3の「指定の手続き」でございます。警戒区域の指定にあたっては2つの法律上の手続きがございます。(1)法律第53条第3項の「関係市町長への意見照会」につきましては、沿岸15市町の各首長様宛に、令和7年9月から11月にかけて指定に関する意見をいただきました。各首長様からは、制度の丁寧な周知を図ることなど複数の意見が寄せられましたので、それらの意見に基づき丁寧な対応に努めてまいります。(2)法律第53条第4項の「指定の区域及び基準水位の告示」については、令和8年3月に指定に関する告示を行い、併せてホームページに資料を公表する予定でございます。この件の説明については以上でございます。

(議長：東北大学災害科学国際研究所 今村教授)

ありがとうございます。資料1及び別紙にて丁寧に御説明いただいたと思います。概要から、具体的にこの警戒区域に指定されますとどのような対応が必要なのか、点線の枠で明記されております。今後の予定も、既に意見をいただいたところでございますけれども、本日改めて確認し、3月に告示というところでございます。

今の御説明に関して、御質疑、またコメント等ありましたら御発言いただきたいと思います。発言の時にマイクを回しますので、お願いしたいと思います。本日はハイブリッド開催でございますので、会場の皆様には手を挙げていただければマイクを持って発言いただけます。またオンラインの方はリアクションボタンがございますので、それを事務局の方から確認し、指名させていただきたいと思います。それまではミュートのままで、発言の時にはミュートを解除していただきたいと思います。

まずは会場からということで、皆様御確認いただけたでしょうか。事前に照会はさせていただいているので、改めて御確認をいただければと思います。では続きまして、オンラインの皆様から御質疑いただきたいと思います。私のほうでも確認しますので、挙手ボタンをいただきましたら指名させていただきます。

いかがでしょうか。3年前になりますけれども、津波の新たな浸水想定をしていただいて、市町の皆様には提供させていただいております。ハザードマップは既に改定、また今回修正等が必要になると思います。また新しいものになった場合は、新たに今回の情報を入れて県民の方に示していただくということになりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは続いて議題2ということで、「津波対策ガイドラインの改正案」について、事務局からまず説明をいただきたいと思います。

(説明者：防災推進課 熊谷主任主査)

それでは議題2「宮城県津波対策ガイドラインの改定案について」御説明いたします。資料2を御覧ください。表紙をおめくりいただき、1の「宮城県津波対策ガイドラインの主旨及び沿革について」でございます。

宮城県津波対策ガイドラインは、本協議会において作成したもので、沿岸市町の津波避難計画策定の指針となるものとして位置づけております。これまで法改正や大規模な災害などがあつた際に、必要に応じガイドラインの改定を行っており、今回は令和4年度以来3年ぶりの改定となります。

2の「今回のガイドラインの見直しの経緯について」でございます。本県では議題1で御説明しました「津波防災地域づくりに関する法律」第53条の規定に基づく「津波災害警戒区域」を指定する予定とすることから、指定により沿岸市町における地域防災計画や津波ハザードマップ等の見直し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等が必要となります。また、令和7年7月に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波による教訓や、同年12月に発生した青森県東方沖地震に伴う「北海道・三陸沖後発地震注意情報」への対応など、近年の災害対応やその振り返りを踏まえた見直しが必要となったことから、ガイドラインの改定を行うものでございます。

3の「主な改定事項について」は3点ございます。1つ目は「津波災害警戒区域の指定を踏まえた対応」、2つ目は「カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報の教訓を踏まえた対応」、3つ目は「北海道・三陸沖後発地震注意情報」に関することです。

各項目について主な改定箇所の御説明をいたします。2ページ目の(1)「津波災害警戒区域の指定を踏まえた対応」を御覧ください。

修正理由のうち「ガイドライン見直しの経緯」として、令和8年3月に津波災害警戒区域の指定をする予定としており、ガイドラインに必要な対応を追加するものでございます。

「ガイドライン見直しの方向性」としては、津波災害警戒区域の概要と指定後の対応を追加するものです。主な修正箇所は下の新旧対照表の通りで、「津波災害警戒区域は県が指定し告示すること」、「沿岸市町では地域防災計画の改定や津波ハザードマップの見直しを行うこと」、「市町地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設では、避難確保計画を作成し避難訓練を実施すること」などを新規で記載しております。

3ページ目をお開きください。次に(2)「カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報の教訓を踏まえた対応」を御覧ください。修正理由の「ガイドライン見直しの経緯」として、令和7年7月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震では、県内全域に津波警報が発令され、多くの住民の方々が指定避難所等に避難しました。その避難の過程で、避難中の熱中症による健康被害や車両による渋滞の発生等の課題が明らかになったことから、その対応を追加するものです。

「ガイドライン見直しの方向性」としては、今年1月に内閣府が「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」の改定を行いましたので、その内容などを踏まえた対応を追加いたします。

主な修正箇所は下の新旧対照表のとおりです。「指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定」の項目では、内閣府の手引きの改定を参考に朱書き箇所を追加しております。

具体的には、「津波警報等の発表中において、避難した指定緊急避難場所等から津波リスクがある場所を通過して、別の場所へ移動することは避けるべきですが、生命の危険が

ある等の健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、津波の発生状況をテレビ、ラジオ、スマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保した上で、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとします。」としており、原則は津波リスクのある経路を通ることを避けつつ、熱中症による救急搬送などやむを得ず二次避難をしなければいけないケースにおける避難の考え方を記載いたしました。

また、その下、「避難の方法」の項目では、これまで津波発生時は原則徒歩で避難するよう各自治体から呼びかけておりましたが、カムチャツカ津波に関する県の住民アンケート結果では、避難者のうち約3分の2の住民が避難時に自動車を使用したと回答しております。こうしたことを踏まえ、特に過去の津波災害で実際に車両避難による渋滞の発生が確認された地区においては、改めて自動車避難による渋滞の危険性や、避難行動要支援者等の避難の妨げになる可能性などを示し、地域の合意形成を図ることが大切であることを記載しております。地域の合意形成の必要性はこれまでのガイドラインにも掲載しておりましたが、今回の教訓を踏まえ、より具体的な形で表現を改めました。

次に4ページ目をお開きください。(3)「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の項目となります。こちらは「ガイドライン見直しの経緯」として、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震に伴い、翌9日には制度運用開始後初めて「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表され、国や自治体から直ちに避難できる準備等の徹底を呼びかけました。本件はこうした事例を踏まえ、津波避難計画にあらかじめ注意情報発表時の行動や平時からの防災教育等について記載することで、災害時の具体的な行動に結びつけるための啓発につなげるものでございます。

「ガイドライン見直しの方向性」としては、注意情報の概要と、内閣府の「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を踏まえた対応を追加するものです。

主な修正箇所は下の新旧対照表の通りで、16ページ目の「気象庁が発表する津波に関する警報・情報等」の項目に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の項目を新設しております。注意情報の概要は内閣府のガイドラインの記載事項を津波避難計画用にまとめた要旨となりますので、ここでの詳しい説明は割愛させていただきます。また、その下の「北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達・呼びかけ」の項目では、内閣府のガイドラインにおける説明事項を踏まえ、県や市町村が行うべき対応を整理しています。併せて、昨年12月の注意情報発表時には、注意情報の趣旨や行政からの呼びかけがマスメディア等を通じて広く周知された一方で、具体的な防災対応行動への結びつきに課題が残った部分があったと考えられますので、平時から防災教育や地域防災活動等を通じた啓発を行うことを記載いたしました。

宮城県津波対策ガイドラインの改定案についての説明は以上ですが、先ほど御説明した通り、津波災害警戒区域の指定は今年3月を予定しておりますので、本ガイドラインの改定もその後のタイミングで3月中に改定資料を公表することとしております。私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(議長：東北大学災害科学国際研究所 今村教授)

ありがとうございました。資料2に基づきまして、丁寧に御説明いただいたと思います。資料2の1ページをもう一度見ていただいて、主な改定事項ですね。1つは今回の警戒区域の指定を踏まえた対応、2つ目がカムチャツカ地震に伴う状況を踏まえたもの、最後は後発地震注意情報ということでございます。

これについて御質問を、まず会場の皆様から、御質問またコメントなどをいただきたいと思ひます。その後オンラインの皆様に移りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。内容としては、昨年7月の内閣府のガイドライン、こちらも踏まえて柔軟な対応についてコメントをいただいております。特に避難ビルとか避難場所の指定について、ございました。

それではオンラインの皆様から、今のガイドラインの改定案についていかがでしょうか。発言の時にはリアクションボタンを押していただきたいと思ひます。

大体よろしいでしょうか。内容については十分理解できるものだと思います。

改めまして、今回経験を生かすこと、あと警戒区域は特に要配慮者の方というのが挙がっておりますけれども、これは住民の方、また利用者の方全体に言えることではあるかと思ひますが、特に法律で避難確保の計画の策定と訓練、これになりますので、是非関係者の方、御支援をいただきたいと思っております。自動車の利用に関しても、かなり地域毎で丁寧に検討いただかなければいけないと思ひます。改めて「徒歩を原則とする」ということは確認をいただいて、それがないと、先ほど車の利用が3分の2もあつたということです。現状はなかなか課題もありますし、地域によっては渋滞が報告されますよね。そこをやはり改善していかなければいけない、というところでございます。

では、今のガイドラインの改正案について、特段御質問、また御要望等なかつたので、この原案のとおり承認させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(会場拍手・同意)

大変ありがとうございます。このようにガイドラインもその時の状況に応じアップデートすることが大切だと思いますので、本日御承認をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは本日のメインでございます、2つの協議事項が終わつたところでございます。もし本日の議題に直接関係ないことでも、情報共有ということで、コメントや情報提供いただければと思ひます。会場の方からいいですか。

(仙台市危機管理局防災減災部 庄子防災計画課長)

仙台市です。津波警報時の避難指示に関連して、意見というか要望を挙げさせていただければと思っております。このカムチャツカ半島付近の地震による津波警報につきましては、津波避難施設の暑熱対策が、今村先生の話にもございました。あとは公共交通機関が停止するというので、帰宅困難者が発生するといったような課題もあつたと認識してございます。こうした健康被害とか社会的影響を考えますと、津波警報時の避難指示のエリアについて、適切であるかというのを改めて確認した方がいいかなという風に考えているところでございます。

1月に「市町村における津波避難計画策定指針」の改定がございまして、その中でも「津波警報時の避難の対象は、海岸堤防等がない、または海岸堤防が低いため高さ3メートルの津波によって浸水が想定される地域を対象とする」と明記されております。さらに、「国・県の協力・助言を積極的に受けながら具体的な区域を設定する」とされているとともに、「市町村は、県が算定した区分ごとの津波高により浸水が想定される区域をあらかじめ把握しておくことが望ましい」という風にも記載されております。

ですので、宮城県の方には、警報なので3メートルなのか、少し余裕を持って3.5メートルとか読むというのものもあるかもしれませんが、そういった高さで浸水範囲をシミュレーションして欲しいと考えてございます。

現在、大津波警報につきましては浸水範囲を示していただいているので、各自治体である程度、避難指示の考え方が揃っているかと思いますが、特に「警報」に関しましては、県内の自治体の中でも少し個別に範囲を検討している部分があるので、県内の市町村が同じ想定を共有して、また意見交換しながら発令範囲を決めていければいいのかなという風に考えています。

特に津波の時ですと、当然自分のところの市民だけではなくて、県内からの来訪者というのもありますので、ある程度考え方を共有した避難指示というの、やはり津波警報の時も必要かなと思っておりますので、この場で何かというよりは、要望としてお伝えさせていただければと思います。以上です。

(議長：東北大学災害科学国際研究所 今村教授)

ありがとうございます。昨年の経験の中で、避難指示が出ますと、色々な制約が出ます。安全を考えますと広い方がいいのですが、それに伴う支障であったり、また逆に健康面での課題が出たりというのは、まさに報告のとおりでございます。

是非、県のこの会議でございますので、自治体・関係者の方がその課題を共有して、より良い対応ですね。おそらく避難指示の考え方の共有とエリアですよ。それをできるだけ細分化できると良いのですが、逆に細分化しすぎると、今度、伝達に課題があったりします。その辺も今後検討していくということが必要かと思えます。

今の御提案、また御要望に対して、何か御意見があればいただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。県の方も大丈夫でしょうか。

(宮城県復興・危機管理部 横谷防災推進課長)

宮城県防災推進課です。避難指示のエリアの考え方については、基本的には市町村でお考えいただくものですが、カムチャツカの際、色々な市町村の状況などを俯瞰的に見ておりました。その中で、岩沼市さんなどが、「職住分離」で、海岸に近いところは事業所、奥については住宅地があるという地形的なことがありまして、避難指示のエリアをそれに応じた形で出されていたといったようなことも聞いております。そのようなことは現行の制度の中でも運用としてはできるのかなと思えます。

県の防災情報システムの方も、市町村単位で避難指示を出すということに基本はなっているのですが、それを例えば、自治会ごとに指定するというのも可能なようになっていきますので、より地域に即したエリア設定をしていただければと考えております。そういったものを関係自治体で共有しながら、より良い避難指示のエリア設定に繋がれば良いと思えます。

(議長：東北大学災害科学国際研究所 今村教授)

ありがとうございます。基本的な考えは確認いただいたところでございます。改めて自治体ごとに避難指示のエリア等々は検討していくのですが、やはり隣同士、一定の整合性がある必要がありますし、先ほどの話にあった移動される方にとっては、市町の境界を越えたら基準が違っていたということだと、なかなか対応が難しい点もありますので、まさに今後皆さんと協議を深めていければと思ってございます。ありがとうございます。

ではまた「その他」ということで、いかがでしょうか。Webの方もよろしいですか。

それでは改めて、本日2件の議題、特にガイドラインの改定案について御了承いただきましてありがとうございます。また「その他」ということで、避難指示の話題を提供いた

だいたところでございます。それでは予定していた議事を終えたいと思いますので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

(司会：防災推進課 三浦課長補佐)

今村会長、円滑な議事進行ありがとうございました。また皆様にも活発に御議論いただきまして誠にありがとうございました。特段、事務局からの発言はございませんが、この機会に、皆様から連絡事項等ございましたら御発言いただければと思いますが、ございますか。

それでは長時間にわたり御協議いただきまして誠にありがとうございました。以上を持ちまして、宮城県津波対策連絡協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以 上